

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における独立行政法人等非識別加工情報の
取扱い及び提供に関する規程

平成29年12月21日

自機規程第116号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理体制)

第2条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構個人情報保護規程（平成17年自機規程第54号。以下「保護規程」という。）第2章に規定する管理体制に基づき、適切に管理を行うものとする。

(取扱いの制限)

第3条 保護管理者は、独立行政法人等非識別加工情報の秘匿性等その内容に応じて、当該独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う権限を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 取扱い権限を有しない職員は、独立行政法人等非識別加工情報を取り扱ってはならない。

3 職員は、取扱権限を有する場合であっても、業務上の目的外での目的で独立行政法人等非識別加工情報を取り扱ってはならない。

(監査及び点検の実施)

第4条 監査責任者は、保護規程第40条に規定する監査を実施するに当たり、非識別加工情報もその対象にするものとする。

2 保護管理者は、保護規程第41条に規定する点検を実施するに当たり、非識別加工情報もその対象にするものとする。

(評価及び見直し)

第5条 総括管理者は、前条の規定に基づく監査及び点検の結果等を踏まえ、保護規程第42条に規定する評価及び見直し等の措置を講じるものとする。

(審査委員会)

第6条 法第44条の7の規定による審査は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開委員会で行うものとする。

(手数料)

第7条 法第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。

一 法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第44条の12第2項において準用する法第44条の9の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 次号に掲げる者以外の者 法第44条の9の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第44条の9（法第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（手数料の納付方法）

第8条 前条の手数料は、現金又は銀行振込により納付しなければならない。

（事務）

第9条 独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る事務は、事務局総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。